

食品等の持続的な供給を実現するための食品等の取引の適正化に関する基本的な方針（案）に対するご意見とそれに対する考え方

1. 本基本方針の記載に関する御意見等		
番号	御意見等	考え方
1	<p><b>第1 1段落目4行目</b></p> <p>○「長期にわたるデフレ経済によって、低価格の商品が消費者に選好され、生産から販売に至る各段階において当該費用を取引価格に十分に反映することが難しい状況が続いてきた。」について</p> <p>「長期にわたるデフレ経済と実質賃金の低下によって、低価格の商品が. . . 」と加筆していただきたい。</p> <p>2023年9月の基本法検証部会最終とりまとめのP.18に「現行基本法制定時に想定していなかったことの一つは、我が国の経済の長期にわたる低迷であろう。この間、国民の所得は増大しないどころか実質賃金は低下し、モノの値段が上がらないデフレ経済が定着することになった」と記載されており、デフレだけでなく物価以上に賃金が低下したことが長期的にモノの値段が上がらなかった原因として明確にされているため、「実質賃金の低下」を追加して明記いただきたい。</p>	<p>御指摘を踏まえ修正します。</p>
2	<p><b>第1 1段落目6行目</b></p> <p>○「これは、飲食料品等は、一般的に品質が低下しやすいことなどから、売り手の取引上の地位が弱くなる傾向が高いこと、生活必需品にあっては恒常的に売買されるため、消費者の『いつもこのぐらゐの値段で購入できている』といった値頃感が意識された取引が行われやすいことに起因していると考えられる。」について</p> <p>「飲食料品等は、一般的に品質が低下しやすいことなどから、<u>時間の経過に伴い価値や価格の維持が難しい特性があること</u>、生活必需品にあっては . . . 」と改めていただきたい。</p> <p>「品質が低下しやすいこと」で商品の価値や価格が低下していく場合もあれば、逆に採れたて・鮮度を武器に高値で取引されている食品も珍しくない。また、野菜の相場高や昨今の米価高騰のように、生活必需品であるがゆえに値上がりしても食品を買わないわけにはいかないため、需給が締めればむしろ買い手の地位が弱くなる傾向が高いと言える。売り手の取引上の地位が弱くなるとの恣意的な表現は削除して、上記意見のように改めていただきたい。</p>	<p>御指摘を踏まえ修正します。</p> <p>原案においては、食料供給に要する費用が取引価格に十分に反映することが難しい状況が続いてきた要因の一例として、売り手の取引上の地位が弱いことを挙げているところ、ご指摘のとおり、買い手の地位が弱くなることも存在することから、「<u>売り手の立場が弱くなる場合がある</u>」という記載に修正します。</p> <p>なお、</p> <p>① 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「食料システム法」という。）第4条第2項第1号における「食品等の多くが短期間で品質が低下しやすい性質を有することから、その取引の当事者間の取引上の地位に格差が生ずる場合があるため、その取引の適正化を図る必要性が高いこと。」という規定を具体化する</p> <p>②制度検討にかかる協議会の場において、参画者の方から売り手の取引上の地位が弱くなる傾向が高い旨の御意見があったため、売り手の取引上の地位が弱くなる場合があることについては記載することとしております。</p> <p>また、飲食料品等は品質が低下しやすいという記載について、時間的な概念を明示化するために「飲食料品等は、一般的に<u>短期間で</u>品質が低下しやすい」としました。</p>

	<p><b>第1 2段落目</b></p> <p>○「加えて、売り手の取引上の地位が弱いこと等に起因した食品小売事業者への納品期限を製造日から賞味期限までの期間の三分の一に設定するといった商慣習や、発注から納品までの期間を必要以上に短く設定するといった商慣習、サプライチェーン全体の関係者の連携なしには改善が進まない物流の課題等により、持続的な食料供給を阻害する過大な費用負担や労働等が生じている。」について</p> <p>「売り手の取引上の地位が弱いこと等に起因した」との表現は、買い手側を一方的に悪者と決めつけるかのような記述であり、これまで製配販が協調して取り組んできた機運に冷や水を浴びせるものである。3 「売り手の取引上の地位が弱いこと等に起因した」を削除していただきたい。</p> <p>また、これまでの納品期限緩和の議論では、賞味期間180日以上常温食品について、家庭内在庫期間なども考慮しながら見直しが進められてきたと認識している。商品特性等を考慮して納品期限を三分の一に設定することが合理的な場合も考えられることから、ここでは「商品特性を考慮せず一律に三分の一に納品期限を設定する」または「必要以上に短く納品期限を設定する」と改めていただきたい。</p> <p>納品期限に関しては、商品特性、流通事情、在庫状況、販売戦略など個別の事情に応じて、売り手と買い手双方で商品ごとに決定するのが望ましく、これまでの取り組みが公正に検証されていないもとで一律に課するものではないと考える。</p>	<p>御指摘を踏まえ修正いたします。</p> <p>売り手の取引上の地位が弱いことについての考え方は2のとおりです。</p> <p>また、ご意見を踏まえ、納品期限の三分の一に設定するといった商慣習については、「食品小売事業者への納品期限を商品特性を考慮せず一律に製造日から賞味期限までの期間の三分の一に設定するといった商慣習」に修正します。</p>
4	<p><b>第1 3段落目</b></p> <p>○「こうした状況の中で、将来にわたって持続的な食料供給を実現していくためには、農業者、食品産業の事業者、消費者その他の食料システムの関係者により、食料の持続的な供給に要する合理的な費用を考慮した価格形成が行われる環境整備を進める必要がある。加えて、食品廃棄の抑制、環境負荷低減、サプライチェーン全体での省人化・省力化等につながる商慣習の見直し等を積極的に行うことができる環境整備を進める必要がある。」について</p> <p>取引適正化の意義という核心の部分にもかかわらず、サプライチェーン全体での価格形成のあり方の基礎となるべき農林漁業の生産性の向上や効率化といった視点が全く欠けている。「こうした状況の中で、将来にわたって持続的な食料供給を実現していくためには、<u>何より農林漁業の生産性向上効率化等に向けた創意工夫や施策の抜本的な検証が必要</u>なことはいうまでもないが、<u>農業者、食品産業の事業者、消費者その他の食料システムの関係者により、食料の持続的な供給に要する合理的な費用を考慮した価格形成が行われる環境整備を進める必要がある</u>・・・」と追記していただきたい。</p>	<p>御指摘を踏まえ修正いたします。</p> <p>これまでも食料システム法に係る制度設計の論点として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品等の適正な取引の推進等による合理的な価格形成</li> <li>・生産から販売に至る各段階での生産性向上や流通や流通改善</li> </ul> <p>があげられてきたこともあり、生産性向上等に係る記載を追記いたしました。</p> <p>なお、農林漁業のみならず、生産から販売までの各段階において取り組まれることが重要であることから、「生産から販売に至る各段階において生産性の向上や流通の改善に向けた取組が行われることが重要であるとともに、」と追記します。</p>

5	<p><b>第1 4段落目</b></p> <p>○「②商慣習の見直し等に関する提案がなされた場合に必要な検討及び協力を行うこと」について</p> <p>この文言をそのまま受け取ると、商慣習見直し等に関する提案であればいかなる内容でも無条件に検討及び協力を行うよう努めなければならないこととなり、現実的ではない。また、何が商慣習に当たるのかも当事者間で認識の齟齬が発生する懸念もあることから、食料システム法第36条の条文に即して「<u>飲食料品等の持続的な供給に資する取組の提案がされた場合には、必要な検討及び協力を行うこと</u>」と改めていただきたい。</p>	<p>本基本方針では、法律の執行に向け具体的な事項を定める必要があり、法律の規定についてより具体的な記載をすることとしております。そのため、「飲食料品等の持続的な供給に資する取組の提案」の具体例として商慣習の見直しに関する提案をあげているため、当初案のままとさせていただきます。なお、何が商慣習の見直し等に該当するかということについては、Q&amp;A等で具体例を示してまいります。</p>
6	<p><b>第2 1段落目の8行目</b></p> <p>○「飲食料品等は多くが短期間で品質が低下しやすい性質を有するため、その取引の当事者間で取引上の地位に格差が生ずる場合があることに鑑み、」について</p> <p>上記（3）同様に、「飲食料品等は奥が短期間で品質が低下しやすい性質を有するため、<u>時間の低下に伴い価値や価格の維持が難しい特性があることに鑑み</u>」に改めていただきたい。</p> <p>「品質が低下しやすいこと」で、商品の価値や価格が低下していくこともあれば、逆に採れたて・鮮度を武器に高値で取引されていることもあり、当事者間で取引上の地位に格差が生ずる場合があるとの指摘は、買い手側が一方向的に強いと決めつけるかのような記述であり、全く当たらない。上記意見のように改めていただきたい。</p>	<p>ここでは飲食料品等の取引一般にみられる傾向を記載しているものであるため、当初案のままさせていただきます。</p>
7	<p><b>第3-1 3段落目</b></p> <p>○「なお、当該指標は、取引条件の協議に当たり、持続的な供給に要する費用を説明する際の参考として活用できるものであって、価格等の取引条件については、これを踏まえた上で当事者間の協議により決定されるものである。」について</p> <p>当該部分について、「<u>価格等の取引条件については、当事者間の協議により決定されるものである。当該指標は、取引条件の協議に当たり、持続的な供給に要する費用を説明する際の参考として活用できる。</u>」に改めていただきたい。</p> <p>特に「これを踏まえた上で」など、「適正な価格形成に関する協議会」における農林水産省による説明を逸脱したものであり、あるべき自由で公正な取引のあり方を超えて、このような恣意的な記述がなされることを看過することはできない。上記意見のように改めていただきたい。</p>	<p>コスト指標の作成対象となる品目は、取引において通常その費用を認識しにくい品目であり、コスト指標を根拠あるものとして尊重していただくことが必要と考えております。その一方で、取引条件については当事者間の協議の結果決定されることが基本です。</p> <p>このため、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行規則（平成3年農林水産省令第38号。以下「食料システム法施行規則」という。）第25条第1号口に規定しているとおり、コスト指標を用いた説明は、合理的な根拠があるものとして尊重していただき、当事者間で誠実に協議を行っていただくことが必要である、という旨を記載したものであり、自由で公正な取引のあり方を超える記載ではないため、当初案のままさせていただきます。</p>

8	<p><b>第3-5</b></p> <p>○「認定指標作成等団体は、食料システムの関係者、とりわけ消費者が、指定飲食料品等の持続的な供給の必要性及び指標に対する理解を深めることに資するよう、作成した指標について、生産から販売までに要する費用を容易に認識できるような効果的な情報提供を行うとともに、指定飲食料品等の特性や背景事情をわかりやすく伝える。」について</p> <p>食料システム法第42 二 の定めはあるものの、認定資料作成等団体の役割の第一義は、公正なコスト指標を検討・作成することにある。仮に、費用そのものを容易に認識できるような形で提供したとして、それがどのような意味や役割等を持つのか現場で説明することは極めて困難であり、情報提供に関する役割を認定指標作成等団体や事業者に求めること自体、無理があるのではないかと考えられる。農林水産省としても積極的な情報提供と丁寧な説明に尽力していただくよう強く要望する。</p>	<p>農林水産省としても、食料システム法に係る理解を深めていただけるよう、引き続き情報提供に努めてまいります。</p>
9	<p><b>第3 全体</b></p> <p>・措置する事項についての取り組み状況を検証し、自由で公正な取引を萎縮させるような影響を生じた場合やコスト指標そのものが政策の達成に有意ではないと関係者が判断するときは、制度の廃止もしくは抜本的な再検討を行う旨を追記していただきたい。</p>	<p>制度については、経済事情の変動その他の情勢の推移等を踏まえ、必要に応じて見直しを実施することは当然であることから、あえて追記することはせず、当初案のままさせていただきます。</p>
10	<p><b>第4-2 4行目</b></p> <p>○「このように、消費者の理解がとりわけ重要であることから、消費者は、農林漁業をはじめとするサプライチェーン全体の現場や実情に対する理解を深め、食品等が自らの手元に届くまでにどのくらいの費用が掛かっているのかを意識するとともに、食品廃棄の発生の抑制に資する選択行動をすることなどにより、食品等の持続的な供給に寄与するよう、日々の行動変容を起こすことが望まれる。」について</p> <p>消費者が農林漁業をはじめとする全体の現場や実情に対する理解を深めるためには、サプライチェーンの各段階の費用ばかりに着目するのではなく、その前の段階においてどのような施策や補助金等の支援策が講じられているのかを「見える化」して、消費者に正しく理解してもらうことを前提とすべきではないか。その意味において、第5「その他食品等の取引の適正化の推進に関し必要な事項」における 農林水産大臣の役割として、<u>「生産段階に対する農林水産省の施策も補助金等の支援策について分かりやすく『見える化』して、消費者に正しく理解してもらうこと」</u>を追記していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">(同様の御意見 1件)</p>	<p>御意見のとおり、消費者理解の醸成が重要であることから、農林水産省が実施しているフェアプライスプロジェクトをはじめ効果的な情報発信に努めてまいります。</p>
11	<p>指導・助言・勧告・公表など幅広い裁量が付与されているが、行政裁量の具体的基準や手続きを明示し、恣意的運用を防止すること</p>	<p>指導及び助言並びに勧告及び公表については、別途行政指導指針を定め、運用基準を明確化することとしております。</p>

2. その他本基本方針に関する御意見等		
番号	御意見等	考え方
1	<p>国民の健康で充実した生活の基礎として、食品等の持続的な供給を実現し維持していくことは極めて重要であり、そのために生産そのものが危ぶまれる分野について供給に必要な費用を考慮した価格決定を行い、消費者が買い支えることでその目的を達成しようとする考え方は理解できる。</p> <p>しかしながら、健康で充実した生活に必要なものは指定飲食料品だけではない。小売の現場においては、飲食料品のみならず多くの生活必需品を取り扱っており、消費者は各々の必需等に応じてバランスを取りながら買い物行動を行っている。特定の品目の価格形成にばかり着目しても、消費者が買い支えるという発想の下では当該品目の価格高騰を招くばかりで、そこに勝者は存在しないと考えられる。</p> <p>費用や価格にばかり着目するのではなく、これまでの農政のあり方を真摯に検証し、生産性の向上や、例えば農地集約化等の課題を踏まえた抜本的な改革について正面から議論に取り組み、食品等の持続的な供給を確かなものとしていただきたい。</p>	御意見として、今後の政策検討の参考にさせていただきます。
2	コスト指標の位置付けや合意形成の方法、合理性判断の根拠や合意した内容の及ぼす影響について関係者の合意を得て、その上でコスト指標作成の検討に入るよう要望する。	指標作成等団体の認定申請の準備やコスト指標の作成は民間団体において行うこととされており、農林水産省としてもそれらの行為が円滑に進むように努めてまいります。
3	消費者の理解を得るためには、消費者が参画し、その意見が反映されるような制度とする必要があるのではないか？	食料システム法については、消費者団体にも参画いただきながら「適正な価格形成に関する協議会」や「食品産業の持続的な発展に向けた検討会」を開催し、制度検討を進めてきたところであり、制度運用に当たっても、消費者を含め食料システムの関係者の御意見を伺いながら進めてまいります。
4	反対。大変な思いをしている農家の負担を増やす	御意見として承ります。
5	認定団体・業界団体の独立性・透明性を確保し、多段階・多規模の事業者参画を義務化すること	食料システム法第42条第4項第3号ロにおいて、指標作成等団体の認定の要件として、指標を作成しようとする指定飲食料品等ごとに生産、製造、加工、流通又は販売の各段階のうち、農林水産省令で定める2以上の段階について各段階を代表すると認められる者を参画させることとされており、また同条第5項において、指定飲食料品等の生産、製造、加工、流通又は販売のすべての段階について各段階を代表すると認められる指定飲食料品等事業者等その他の利害関係人の意見を聴かなければならないとされております。また、認定指標作成等団体が正確な情報提供を受けることができるよう、当該団体の役職員に対しては秘密保持義務を課しております。これらの規定を適切に運用し、認定団体の独立性・透明性の確保に努めてまいります。

6	協議申出や商慣習見直しの提案に向けたコスト計算、取引条件の記録作成、指標の公表対応など、制度運用上の事務負担は中小事業者に相対的に重くのしかかるため、中小事業者・個人経営者への負担軽減策や支援措置を明確化すること	食料システム法施行規則第25条第1号ロにおいて、「取引条件に関する具体的な根拠となる資料のほか、統計法（平成19年法律第53号）第2条第3項に規定する公的統計、法第42条第1項第1号に規定する指標、行政機関が実施した調査の結果その他客観的な事実に基づいた情報であって公表されているものを用いた説明は、合理的な根拠があるものとして尊重すること。」を飲食料品等事業者等の判断の基準となるべき事項の一つとして定めております。当該判断基準に基づき、必要以上に詳細なコスト構造の提示を求める行為は努力義務違反となりうるため、農林水産省としては、当該判断基準に関する情報発信や、違反事例に対して適切な措置を行うことにより、飲食料品等事業者等に過度な負担がかからないよう努めてまいります。
7	指標はあくまで参考とし、柔軟な価格調整・差別化商品への対応を保證する	コスト指標を用いた説明は、合理的な根拠があるものとして尊重していただく必要がある一方で、御指摘のとおりコスト指標はあくまで参考であり、取引条件の決定に際しては、品質と需給のバランスで決定いただくことが基本となります。
8	制度では、協議・取引状況の記録や公表が可能とされているが、公表は事業者にとってリスクとなりうるため、情報公表手続きの透明化と事前通知・異議申し立ての仕組みを整備すること	本基本方針において、協議・取引状況の公表を可能とするといったことは規定しておりません。なお、飲食料品等事業者等が勧告に従っていない場合に実施する公表に対しては、別途規定する行政指導指針において、公表を行う基準を示しております。
その他	本意見公募の対象ではない御意見が6件ありました。	